

議第 9 5 号

財産の取得に関し議決を求めることについて

(富士駅北口第一地区市街地再開発事業に係る保留床取得)

富士駅北口第一地区市街地再開発事業区域内における専門学校の誘致及び来訪者駐車場の設置のため、次により保留床を取得したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 1 年富士市条例第 1 6 号）第 3 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

富士市長 金 指 祐 樹

記

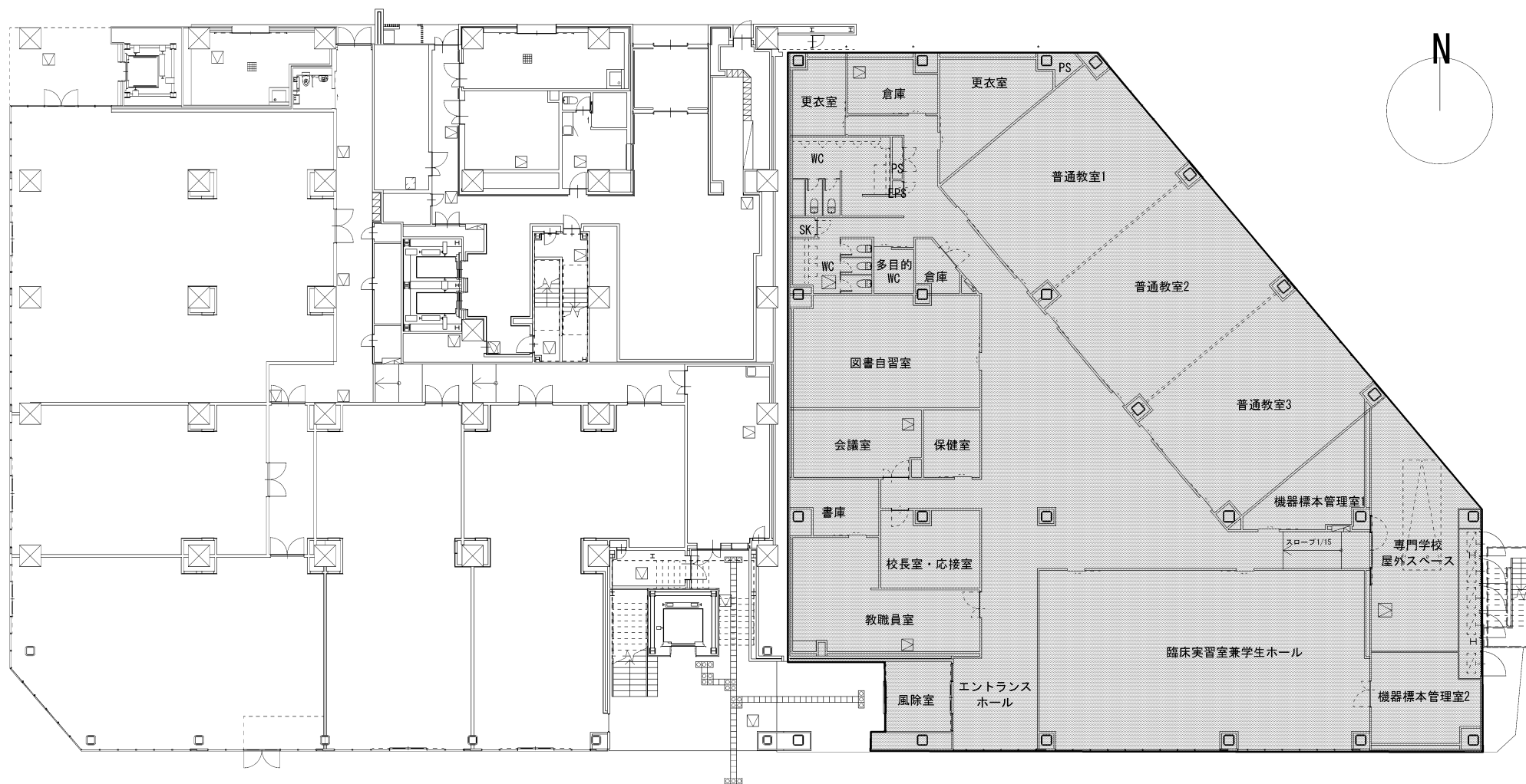
- | | |
|----------|--|
| 1 建物の所在 | 富士市本町 6 1 0 番ほか（別紙のとおり） |
| 2 建物の概要 | 別紙のとおり |
| 3 予定価格 | 1, 5 2 3, 5 3 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 富士市富士町 6 番 2 号
富士駅北口第一地区市街地再開発組合
理事長 大 石 眞 行 |

取得する建物

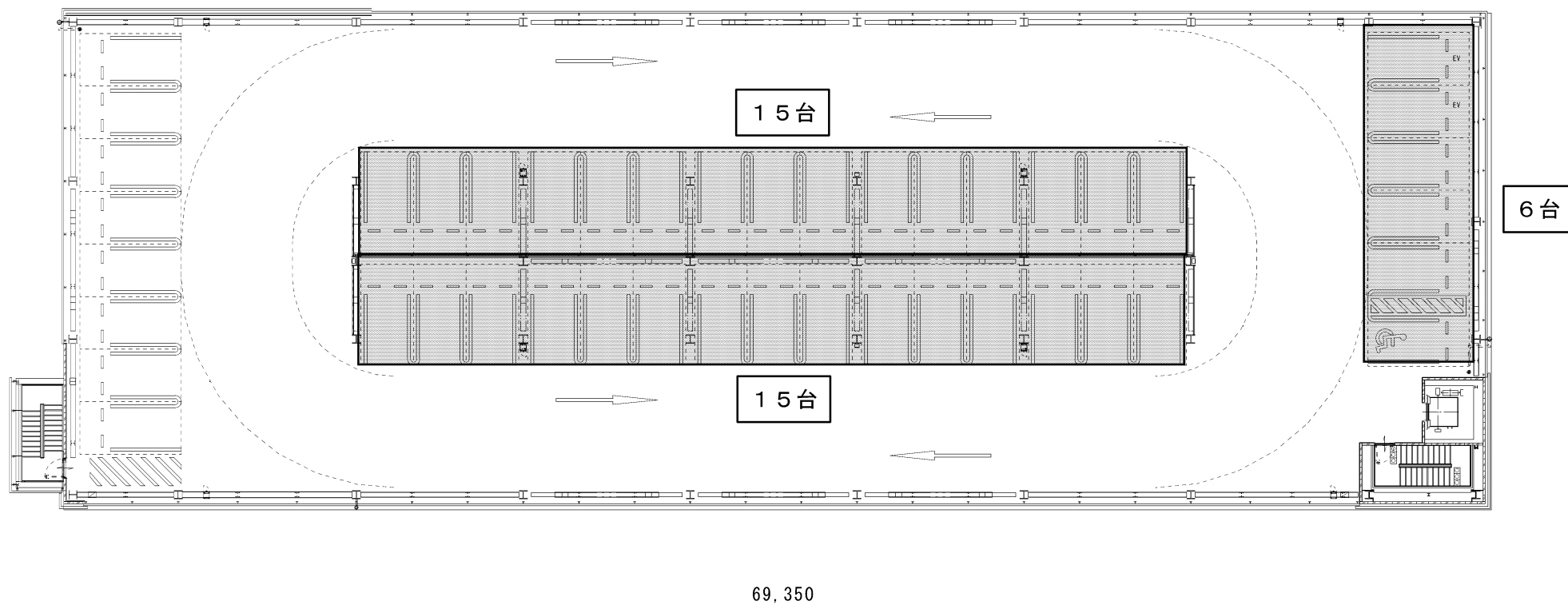
No.	所 在	構 造	取得部分	延床面積（㎡）
1	富士市本町6 1 0 番	鉄筋コンクリート造 地上1 2 階建	1 階の一部	1027.86
2	富士市本町6 1 1 番	鉄骨造地上6 階建	4 階の一部 5 階の一部	736.84
合 計				1764.70

富士駅北口第一地区市街地再開発事業に係る保留床 位置図





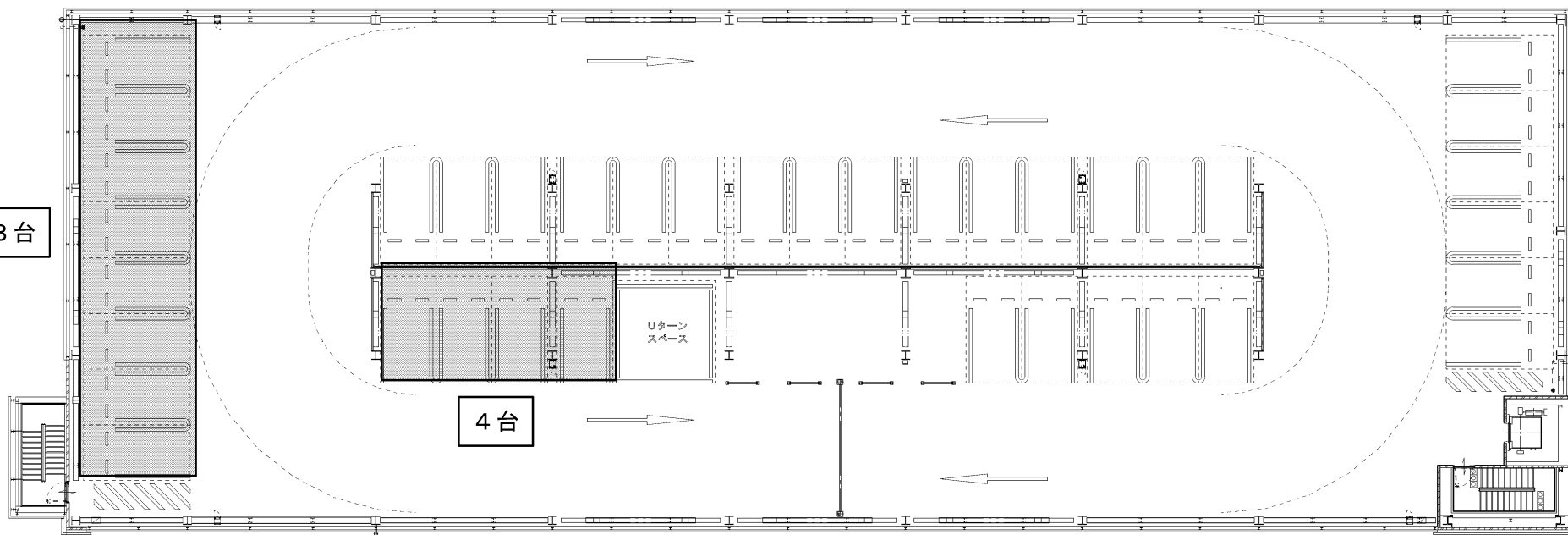
23,350
-174-



2 富士本町 6 1 1 番 平面図 (4 階) S=1/300

-175- 23,350

8 台



69,350



2 富士本町 6 1 1 番 平面図 (5 階) S=1/300

議第 9 6 号

財産の取得に関し議決を求めることについて

(インバーター式発電機取得)

次のとおりインバーター式発電機を取得したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 1 年富士市条例第 1 6 号）第 3 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

富士市長 金 指 祐 樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得物品名 | インバーター式発電機 9 6 台 |
| 2 取得価格 | 2 9, 0 6 6, 4 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 富士市鈴川本町 2 番 1 号
株式会社カネコ
代表取締役 金 子 真 平 |
| 4 契約の方法 | 公募型指名競争入札 |
| 5 配置場所 | 指定避難所 5 1 か所、福祉避難所 1 4 か所、地区まちづくりセンター 2 6 施設及び富士市五貫島防災倉庫 |

インバーター式発電機 概要

1 導入の目的

ガソリン及びLPガスを兼用できるインバーター式発電機を導入することにより、燃料確保の選択肢を増やすとともに、パソコンなどの精密機器への安定した電力供給を確保することで、避難生活における生活環境の向上及び避難所機能の維持を図ることを目的とする。

2 機器の数量

- (1) 指定避難所等用 68台（指定避難所 51台、福祉避難所 14台、富士市五貫島防災倉庫 3台）
- (2) 地区まちづくりセンター用 28台（地区まちづくりセンター 26台、富士市五貫島防災倉庫 2台）

3 仕様

(1) 指定避難所等用

型 式	E L S O N A G D 1 6 0 0 S R
サ イ ズ	(L) 440mm×(W) 290mm×(H) 445mm
使 用 燃 料	L P ガス、レギュラーガソリン
乾 燥 重 量	18.5kg
定 格 電 圧	単相AC100V
出 力	単相AC100V×2個、USB2.1A×1個、USB1A×1個
定 格 出 力	1.53kVA (LPガス)、1.7kVA (ガソリン)
連 続 運 転 時 間	108.6時間 (50kg ガスボンベ使用時)、4.6時間 (ガソリン満タン (4.0L) 時)

(2) 地区まちづくりセンター用

型 式	E L S O N A G D 5 0 0 0 S R
サ イ ズ	(L) 615mm×(W) 490mm×(H) 550mm
使 用 燃 料	L P ガス、レギュラーガソリン
乾 燥 重 量	52kg
定 格 電 圧	単相AC100V、単相AC200V
出 力	単相AC100V×4個、単相AC200V×1個、USB2.1A×1個、USB1A×1個
定 格 出 力	4.5kVA (LPガス) / 5.0kVA (ガソリン)
連 続 運 転 時 間	44.2時間 (50kg ガスボンベ使用時)、7.5時間 (ガソリン満タン (13.5L) 時)

議第 9 7 号

共立蒲原総合病院組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により共立蒲原総合病院組合規約の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

富士市長 金 指 祐 樹

共立蒲原総合病院組合規約の一部を変更する規約

共立蒲原総合病院組合規約（昭和４０年静岡県指令地第３０号）の一部を次のように変更する。

第１２条の次に次の章名を付する。

第４章 組合の経費

第１３条第１項中「財産より生じる」を「財産から生ずる」に、「関係市の分賦金」を「関係市からの負担金及び補助金」に改め、同項ただし書中「とき」の次に「その他の特別の事情があるとき」を加え、同条第２項中「分賦金」を「負担金」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 第１項の補助金の負担割合その他必要な事項は、関係市の協議によりこれを定める。

別表を次のように改める。

別表（第１３条関係）

経費区分	関係市	負担割合
第３条第１号に係る経費（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３９条の３第３項において準用する第１７条の２第１項の経費に限る。）	静岡市	次の１から３までにより算出した数を合計して得た数を１００で除して得た数（当該数に小数点以下第３位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数） １ 人口割 負担金を支弁する年度の前年の４月１日（以下この表において「同日」という。）における静岡市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第５条の住民基本台帳をいう。以下この表において同じ。）に基づく人口（以下この表において「静岡市の人口」という。）を静岡市の人口と同日における富士市の住民基本台帳に基づく人口（以下この表において「富士市の人口」という。）を合計した数（以下この表において「２市の人口」という。）で除して得た数に１６．８を乗じて得た数 ２ 利用者割 負担金を支弁する年度の前々年度における共立蒲原総合病院を受診した静岡市に住所を有する外来患者及び入院患者の延べ人数（以下この表

		において「静岡市の患者数」という。)を静岡市の患者数と同年度における共立蒲原総合病院を受診した富士市に住所を有する外来患者及び入院患者の延べ人数(以下この表において「富士市の患者数」という。)を合計した数(以下この表において「2市の患者数」という。)で除して得た数に63.6を乗じて得た数 3 均等割 6.45
	富士市	次の1から4までにより算出した数を合計して得た数を100で除して得た数(当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数) 1 人口割 富士市の人口を2市の人口で除して得た数に16.8を乗じて得た数 2 利用者割 富士市の患者数を2市の患者数で除して得た数に63.6を乗じて得た数 3 所在地割 6.7 4 均等割 3.225
	富士宮市	次に掲げる数を100で除して得た数の小数点以下第3位の数に四捨五入して得た数 均等割 3.225
第3条第2号及び第3号に係る経費(平成12年3月24日及び平成13年3月26日に借り入れた企業債に対する利息に係る経費に限る。)	静岡市	次の1及び2により算出した数を合計して得た数を100で除して得た数(当該数に小数点以下第3位の数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数) 1 高齢者割 静岡市の人口のうち65歳以上の人口を2市の人口のうち65歳以上の人口で除して得た数に50を乗じて得た数 2 均等割 31.32
	富士市	次の1及び2により算出した数を合計して得た数を100で除して得た数(当該数に小数点以下第3位の

		数がある場合は、当該数を四捨五入して得た数) 1 高齢者割 富士市の人口のうち65歳以上の人口を2市の人口のうち65歳以上の人口で除して得た数に50を乗じて得た数 2 均等割 15.66
	富士宮市	次に掲げる数を100で除して得た数の小数点以下第3位の数を四捨五入して得た数 均等割 3.02

備考 関係市の負担割合の合計が、1に満たない場合にあっては小数点以下第3位の数を四捨五入して繰り上がらなかった市のうちその数が最も大きいものの負担割合に0.01を加えるものとし、1を超える場合にあっては小数点以下第3位の数を四捨五入して繰り上がった市のうちその数が最も小さいものの負担割合から0.01を減ずるものとする。

附 則

- この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項に規定する関係地方公共団体の協議が成立した日から施行する。
- 改正後の共立蒲原総合病院組合規約第13条及び別表の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議第 9 8 号

令和 7 年度富士市水道事業会計剰余金処分について

令和 7 年度富士市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を次のように処分することにつき、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

富士市長 金 指 祐 樹

1 当年度未処分利益剰余金	1, 1 1 0, 6 3 3, 8 0 6 円
2 利益剰余金処分量	1, 1 1 0, 6 3 3, 8 0 6 円
(1) 組入資本金	6 7 9, 1 7 8, 0 5 5 円
(2) 減債積立金	4 3 1, 4 5 5, 7 5 1 円
3 翌年度繰越利益剰余金	0 円

議第 9 9 号

令和 7 年度富士市公共下水道事業会計剰余金処分について

令和 7 年度富士市公共下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を次のように処分することにつき、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

富士市長 金 指 祐 樹

1 当年度未処分利益剰余金	1, 7 6 0, 0 0 6, 7 3 9 円
2 利益剰余金処分額	1, 7 6 0, 0 0 6, 7 3 9 円
(1) 組入資本金	9 0 3, 3 6 6, 0 4 3 円
(2) 減債積立金	8 5 6, 6 4 0, 6 9 6 円
3 翌年度繰越利益剰余金	0 円

議第 1 0 0 号

令和 7 年度富士市病院事業会計剰余金処分について

令和 7 年度富士市病院事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を次のように処分することにつき、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

富士市長 金 指 祐 樹

1 当年度未処分利益剰余金	7 3 6 , 5 5 0 , 5 5 8 円
2 利益剰余金処分額	2 8 3 , 6 0 0 , 0 0 0 円
(1) 組入資本金	2 8 3 , 6 0 0 , 0 0 0 円
3 翌年度繰越利益剰余金	4 5 2 , 9 5 0 , 5 5 8 円